

パートナーズ 会報誌

vol.

38

2024.1

新年あけましておめでとうございます
本年もよろしくお願ひ申し上げます

資産税データ情報

今後は増える？

- 相続時精算課税の利用
- 贈与税、 暦年課税の申告が減少

相続のQ & A

相続時精算課税にも年110万円控除

相続情報

貸室の原状回復の責任はどこまで？
生命保険の受取人を変更するには？



新年あけまして おめでとうございます

謹んで新年のお慶びを申し上げます。旧年中は格別のご厚情を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

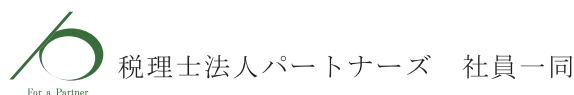
さて、昨今の税理士事務所の業務としまして「適格請求書発行事業者」いわゆる「インボイス制度」があります。令和5年10月1日から始まった当制度ですが、一般的には「仕入税額控除」の扱いが変わるものですが、各企業者の経理の方々にとってはとても複雑で煩雑な業務となっております。領収書1枚取りましても、インボイス登録番号の有無の確認、軽減税率による税率の分別など

現場作業への負担は大きいと思います。当事務所としまして、顧問先様、また関係各社様への丁寧な説明を心掛け、少しでも業務負担を和らげるお手伝いできればと考えております。

さらに、2024年1月1日より改正された電子帳簿保存法が施行され、いままで一定の要件下で、出力した書面での保存が認められていましたが、これからは完全義務化となります。会社間や取引先との間で、電子メールによる書類のやり取りが多くあると思います。それらの添付された書類、特に見積書と請求書、納品書は書面での保存ではなく、電子データのまま保存が義務となります。経理業務を取り巻く環境が大きく変わるなかで、経理の効率化・財務管理の見える化を図り、課題の早期発見と企業の成長に繋げていくためにも、インボイス制度と同様にお手伝いできればと思います。

また、長く続いたコロナ禍ですが令和5年5月8日から「5類感染症」になり、経済活動もコロナ禍前のように動き出し始めました。経済活動が滞り、経営状況が悪くなった業界、業種も多数あったかと思えます。その為、業績の回復、向上のための財務面、資金繰りについても最大限、ご支援していく所存です。

最後になりますが、新年を迎えるにあたり、皆様にとって今年一年が幸せな年になりますよう、ご祈念申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。



【岡山事務所】
代表社員 税理士

川本 洋



【広島事務所】
代表社員 税理士
公認会計士

中谷 有希



【福山事務所】
代表社員 税理士

津田 真一



【山陰事務所】
代表社員 税理士

川原 康寛



【高松事務所】
代表社員 税理士

長山 泰久



【松山事務所】
代表社員 税理士

柳井 崇延



【徳島事務所】
代表社員 税理士

近藤 秀典



【高知事務所】
代表社員 税理士

明神 美来



【沖縄事務所】
代表社員 税理士
公認会計士

登川 賢二

資産税データ情報

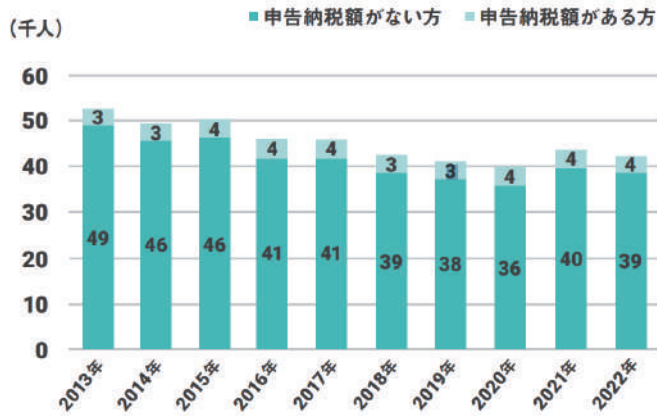
今後は増える？

相続時精算課税の利用

相続時精算課税は2,500万円までの贈与について贈与税が非課税となります。暦年贈与に比べて一度にたくさんの贈与ができる制度ですが、この制度を利用した申告は、実はそれほど多くありません。過去10年間では2013年の5.2万人がピークで、2016年以降は4万人台で推移しています。

2024年1月1日以後の贈与では、相続時精算課税でも基礎控除110万円が毎年控除できるようになります。一方で、生前贈与加算の対象期間が7年に延長される改正もあります。相続時精算課税の注目が高まってくるかもしれません。

相続時精算課税の申告状況



国税庁「令和4年分の所得税等、消費税及び贈与税の確定申告状況等について」より作成

参考資料：国税庁「令和4年分の所得税等、消費税及び贈与税の確定申告状況等について」
<https://www.nta.go.jp/information/release/pdf/0023005-053.pdf>

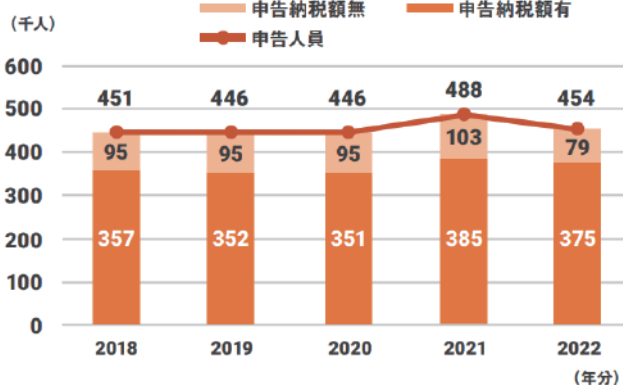
贈与税、暦年課税の申告が減少

相続税対策として活用される贈与税の暦年課税※について、近年の申告状況を見ると、2022年分の申告人員数は45.4万人で、前年より7.0%減少しています。特に申告納税額無の減少幅が大きく、直近10年間で最も少ない人数です。申告納税額有の割合は直近5年間で初めて80%を超えました。

申告納税額は2,693億円（前年比5.2%減）で、1人当たり申告納税額は71.8万円でした。

※1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額に応じて課税する方式。年間110万円の基礎控除額がある。

贈与税の暦年課税申告人員の推移



国税庁「令和4年分の所得税等、消費税及び贈与税の確定申告状況等について」より作成

参考資料：国税庁「令和4年分の所得税等、消費税及び贈与税の確定申告状況等について」
<https://www.nta.go.jp/information/release/pdf/0023005-053.pdf>

相続のQ & A

相続時精算課税にも 年110万円控除



Q 相続時精算課税制度を 選ぶと税金はお得なの？

A 確かにこの制度を選択すると、累計で2,500万円まで贈与税が非課税（超えた分は一律20%の課税）になり、贈与の恩恵が受けやすくなります。その代わりに相続時に、この贈与分の財産も含めて相続税が課税されます。つまり、贈与税が相続税として精算されるわけです。

Q 相続時精算課税制度は誰でも利用できるの？

A 原則、子や孫などが、父母や祖父母などから贈与を受けた場合に、この制度を適用することができます。このとき、贈与者と受贈者には、右のような年齢制限があります。また、この制度を選択適用した後に、再びその贈与者から贈与を受けたときの贈与税は、自動的に相続時精算課税制度が適用されます。もう1つの贈与税の計算方法である、暦年課税は選択できません。

	その年の1月1日現在の年齢
贈与者	60歳以上
受贈者	18歳以上 (2022年3月31日以前は20歳以上)

Q 相続時精算課税制度に基礎控除制度はある？

A 暦年課税には基礎控除があり、年間110万円までの贈与については贈与税が課税されません。一方、相続時精算課税制度には先のQで解説した2,500万円の特別控除はありますが、毎年控除できる基礎控除制度はこれまでありませんでした。

暦年贈与とは

暦年課税とは、その年の1月1日から12月31日までの1年間にもらった（贈与を受けた）財産の合計額から、基礎控除額（110万円）を差し引いた残額に対して、贈与税を計算する方式です。毎年110万円までは非課税で贈与できることから、相続税対策として広く活用されています。

しかし、令和 5 年度税制改正によりこの点が見直され、基礎控除が適用できるようになります。

① 贈与者から贈与を受けた年

改正前：基礎控除なし



改正後：基礎控除あり

暦年課税の基礎控除とは別に、課税価格から110万円を控除できる

② 贈与者が亡くなったとき

それまでの相続時精算課税制度による贈与財産の価額を、相続財産に合算するにあたり、

改正前：相続時精算課税制度を適用した贈与財産の価額（贈与時の価額）の合計額を加算する



改正後：相続時精算課税制度を適用した贈与財産について、①による控除をした後の残額の合計額を加算する

これらの改正は、2024年（令和 6年）1月1日以後の贈与で取得した財産に係る贈与税や相続税について適用されます。

Q 改正後の相続時精算課税制度は活用を検討した方がよい？

A

改正後の相続時精算課税制度について、次の2つのことがいえます。

毎年110万円までの贈与なら、贈与税がかからない

改正後は課税価格から基礎控除110万円を控除することができます。

毎年110万円までなら、将来の相続において、相続財産に加算する必要がない

改正後は上記②のとおり、基礎控除110万円を控除した後の残額を加算することになります。つまり、毎年110万円を超えた分だけ相続財産に加えればよい、ということになります。

令和5年度税制改正では、相続財産に加算される「生前贈与加算」の対象期間が3年から7年へと延長されました。この場合に加算される贈与財産の額は、基礎控除100万円を控除する前の金額ですので、過去の贈与額が年間110万円未満であっても、基本的にはその全額を加算することになります。

これに比べると相続時精算課税制度は今後、活用を検討する余地はあるといえるでしょう。

相続情報

貸室の原状回復の責任はどこまで？

相続には、あれこれ難しそうな用語や仕組みが多く、不安に思う方も多いのではないのでしょうか？ここでは事例を通して、メリットや留意点をポイントをおさえて解説します。



亡くなった父からアパートを相続しました。生前、父が不動産管理会社に頼らず、自分で管理していたので、私もそうしています。先日、住人のXさんが立ち退いたので部屋を確認したところ、柱やクロスにキズや汚れが残っていました。ペットがつけたものだと思います。部屋を元通りの状態にする「原状回復」の責任は、どこまで追及できますか？賃貸借契約書には「賃借人は、本契約が終了し明け渡しするときまでに、原状に回復しなければならない」とありますので、きちんと原状回復が終わるまでは家賃も支払って欲しいのですが……。

ポイント

原状回復の義務を負うのは誰？

住人による損傷は大きく2つに分けられ、誰がその修繕を負担するのか（原状回復の責任を負うのか）は、原則、次のように定められています（改正民法 621 条等※）。

通常損耗

- 通常の使用等によるもの
- 経年変化によるもの



オーナーが負担

特別損耗

- 住人の故意・過失・善管注意義務違反による損傷
- 通常の使用を超える使用による損耗・毀損



住人が負担

今回のようなペットによる損傷は、通常損耗ではなく特別損耗にあたりますので、住人Xさんが原状回復の義務を負うことになります。

なお、今回の賃貸借契約書には住人の原状回復義務についての記載がありましたが、工事業者の選定方法や原状回復の内容、工事費の負担等までは触れられていません。トラブルになりやすい事項は、あらかじめ賃貸借契約書に反映させておくと安心です。

※ 国土交通省「[原状回復をめぐるトラブルとガイドライン]について」

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000020.html

原状回復については「想定より高額な請求を受けた」などの相談も多く、同ガイドラインには、これらトラブルに対する基本的な考え方についても、具体的事例をもとに解説されています。

生命保険の受取人を変更するには？

加入している生命保険の受取人の変更を検討しています。現在は長男が受取人になっていますが、次男夫婦が私の介護をしてくれているので、できれば長男ではなく、彼らに保険金を遺してやりたいと思ひまして……。

次男が半分、次女の嫁が残りの半分を受け取れるようにしようかと考えています。変更をすることで保険金の受取人が複数となります。かつ、そのうち1人は、血縁関係のない次女の嫁となります。契約の途中からこのような変更を行うことは可能でしょうか？



ポイント

保険期間中の受取人変更や複数の受取人指定は可能か？

契約者は原則として、保険金等の受け取り事由が発生する前であれば、契約の途中であっても受取人変更を行うことが可能です。ただし、受取人の変更は被保険者の同意が必要となります。また、今回のご要望のように、複数人を受取人として指定することも可能です。保険金受取人を複数にする場合、受取人ごとに受取割合を決め、合計100%になるように指定します。

ポイント

血縁関係のない者を受取人として指定できるか？

死亡保険金の受取人は、原則、「配偶者および2親等以内の血族（祖父母、父母、兄弟姉妹、子、孫など）の範囲内で指定する」と定めている保険会社が多いようです。そのため、血縁関係のない次女の奥様は、受取人として指定できない可能性があります。

ただし、保険会社や個別事情によっては、血縁関係がない場合でも、受取人として指定できることもあるようですので、詳細は契約されている保険会社にご確認ください。

ポイント

受取人を変更しなかった場合は？

もし受取人変更を行わず、死亡保険金を受け取ったご長男様が、その後、ご相談者様のご意向どおりにご次男様とご次女の奥様に保険金相当額を渡した場合、ご長男様からご次男様とご次女の奥様への贈与となり、ご次男様とご次女の奥様が受け取った保険金相当額は贈与税の対象となります。

ただし、ご相談者様のご希望どおり、ご長男様からご次男様夫婦にこのような贈与が確実に行われるかどうかは定かではありません。ご相談のように保険金を渡したい人が変わった場合は、保険会社に手続き方法を確認の上、生前に受取人を変更しておくことをお勧めいたします。

相続・贈与関連の税務情報をお送りします

パートナーズ会員

税理士法人パートナーズでは、資産家向けの会員を募っています。ご入会の方へパートナーズから会報誌や税制改正などの情報をご提供。また電話無料相談にも応じます。**年会費・入会費は無料**。普段なかなか聞くことができない税務関連情報はもちろん、知って得する情報をご提供します。



特典①

会報誌の発行

資産家向けの税務情報をお送りします。税理士事務所だからこそお伝えができる情報や意外と知られていない情報を会報誌で年3、4回お送りします。

特典②

無料相談

一般的な税務のご相談を承ります。税務関連はもちろん、事務改善やコスト削減、売上アップや経営計画書の作成など、幅広くお応えします。

特典③

税制改正・判例事例の提供

たびたび変わる税法を改正のたびにご案内します。また、過去の判例事例など、専門的な情報もお伝えします。

■特典は事前の連絡なく変更することがありますので予めご了承ください■

パートナーズのホームページからもお申込みいただけます

<https://zei-partners.com/member.html>

パートナーズ会員募集

検索

税理士法人パートナーズ

岡山事務所 〒700-0973 岡山県岡山市北区下中野1222-9 TEL 086-246-4446
広島事務所 〒730-8510 広島県広島市中区基町5-44 広島商工会議所ビルディング7F TEL 082-962-8885
福山事務所 〒721-0941 広島県福山市引野町北二丁目31番8-1 TEL 084-999-0550
山陰事務所 〒683-0001 鳥取県米子市皆生温泉2-7-14 TEL 0859-21-5169
高松事務所 〒760-0007 香川県高松市中央町1-5 MBSビル5F TEL 070-3794-3111
松山事務所 〒790-0915 愛媛県松山市松末1-5-12 松末テナントビル3F TEL 089-948-9441
徳島事務所 〒770-0851 徳島県徳島市徳島町城内6-87 尾野ビル2階 TEL 088-655-6554
高知事務所 〒780-0061 高知県高知市栄田町三丁目6番3号Four*seasons 2A TEL 088-856-7360
沖縄事務所 〒904-2153 沖縄県沖縄市美里3-10-17-2F TEL 090-5084-9122